

勤労青少年福祉対策基本方針対象範囲等について

1. 盛り込まれる内容の範囲

以下の範囲とされる。

勤労青少年福祉法第5条	勤労青少年の日
同 第8～10条	職業指導
同 第11条	職業訓練に関する啓蒙宣伝等
同 第12条	職業訓練又は教育を受ける勤労青少年に対する 配慮
同 第13条	勤労青少年福祉推進者 ※事業主は、その雇用する勤労青少年が職場に適応することを容易にするため、事業場ごとに、必要な指導、相談、レクリエーション等の事項を担当する者（以下「勤労青少年福祉推進者」という。）を選任するように努めなければならない。
同 第14条	余暇の有効活用
同 第15条	勤労青少年ホーム
同 第16条	勤労青少年ホーム指導員

2. 基本方針に定めるべき事項

(1) 勤労青少年の職業生活の動向に関する事項

就労状況、余暇生活、生活意識等に関する動き

(2) 勤労青少年の福祉の増進について講じようとする施策の基本となるべき事項

「(1) 勤労青少年の職業生活の動向に関する事項」に対応させ、「1. 盛り込まれる内容の範囲」から構成

3. 基本方針を定めるに当たり考慮しなければならない事項

労働条件（賃金、労働時間、休暇、安全衛生等）、意識（職場生活や勿論職場生活以外の生活をも包含した生活に関する意識）、地域別、産業別及び企業規模別の就業状況）

等（その他として、職種別需給状況、年齢別就業状況、余暇活用施設の分析状況、勤労青少年指導員の状況など）

4. 基本方針を定めるに当たっての意見聴取

あらかじめ労働政策審議会の意見を聞くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。